

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



交通事故による高次脳機能障害について・その2

今回のニュースレターでは、前回に引き続き、交通事故による高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）について、解説させていただきます。高次脳機能障害とは、主に脳の損傷によって起こされる様々な精神心理学的障害のことを言います。

1 交通事故で高次脳機能障害を負われたときの注意点

高次脳機能障害を負われた場合は、まずは適切な医療機関（病院）で治療やリハビリを受けることが大切です。この点、高次脳機能障害の十分な理解のない医療機関も多いのが現状であり、注意が必要です。また、保険会社から十分な補償を受けるためには、適正な後遺障害等級の認定を受けることが非常に重要となります。交通事故に精通した弁護士にできるだけ早い段階でご相談いただくことをお勧めします。適切な解決のためには、治療やリハビリに関するアドバイスから、後遺障害等級の認定手続についても、専門家である弁護士のサポートのもとに進めていくことが不可欠でしょう。

当事務所では、交通事故で高次脳機能障害を負われた被害者の方々からのご相談・ご依頼を受けて、治療中の段階のサポートから後遺障害等級の認定手続、そして示談交渉・訴訟とワンストップで解決してきた実績がございます。

2 青森県高次脳機能障害家族会「あつぷるメイト」様のご紹介

交通事故で高次脳機能障害を負われた方のために、弁護士ができるサポートは、後遺障害等級の認定や、示談交渉・訴訟といった部分が中心となってきます。高次脳機能障害を負われた方ご自身やそのご家族においては、日常生活にも大きな影響が出てくるものですが、生活面でのサポートまでは、弁護士だけでは対応できないのが実情です。

そこで、当事務所では、高次脳機能障害を負われた方やそのご家族に対し、青森県高次脳機能障害家族会「あつぷるメイト」様をご紹介させていただくことがあります。「あつぷるメイト」様は、高次脳機能障害に悩むご本人・ご家族のための家族会として、交流会や講習会などの活動をされています。もし皆様の周りに高次脳機能障害でお悩みの方がいらっしゃいましたら、「あつぷるメイト」様という団体が存在することを教えてあげていただければと存じます。

「あつぷるメイト」様のご相談・ご連絡先

【ご家族のお困りごとや家族会活動について】代表：信平様 aomori_nobu@yahoo.co.jp

【その他のご相談】弘前脳卒中・リハビリテーションセンター

TEL：0172-28-8220 担当：土岐様

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachiben.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCビル6階

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談